## 定期報告対象建築物の報告時期の一覧表

用途ごとに報告が必要な年が異なりますので、ご注意ください。 平成34年以降、すべての用途で3年ごとの報告となります。

	用途	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
1	劇場、映画館又は演芸場	0		0		0			0
2	観覧場(屋外観覧場は除く。)、公会堂又は集 会場	0		0		0			0
3	病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	0		0		0		0	
4	旅館又はホテル	0		0			0		
5	児童福祉施設等(保育園、認定こども園、障 害者支援施設などの通所施設)		0			0			0
5′	児童福祉施設等(特別養護老人ホーム、障害者支援施設、老人短期入所施設など高齢者、 障害者の就寝を伴う施設)		0			0			0
6	学校又は体育館			0			0		
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、ス ケート場、水泳場又はスポーツ練習場		0			0			0
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食 店又は物品販売業を営む店舗		0		0			0	
9	事務所その他これに類するもの (階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 平方 メートルを超えるものに限る。)	0			0			0	
10	共同住宅、寄宿舎で高齢者、障害者等の就寝 の用に供するもの(サービス付高齢者向け 住宅、グループホームなど)			0			0		